

## 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の制定について（概要）

## 教育・こども部学校教育室

## 1 主な制定の理由

令和3年3月に公立学校義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正され、公立小学校における1学級の児童数が段階的に35人に引き下げられる（少人数学級編制）。

公立中学校においては上述の措置はないが、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行い、生徒の学力向上及び生徒指導の充実を図るべく、和泉市立中学校においても市独自に少人数学級編制を推進する必要がある。

少人数学級編制の実現のために、任期付職員として市費負担教育職員の採用を行う必要があるが、府費負担教職員と給与等について整合を図る必要があることから、給与等に係る特例事項を定める「和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例」を新たに制定する。

## 2 主な制定の内容

以下のことを定めることにより、府費負担教職員と給与等の整合を図る。

## (1) 給料に関すること

大阪府の小・中学校教育職給料表と同様の給料表を規定する。

## (2) 手当に関すること

手当種別	内容
教員特殊業務手当	1,800円～8,000円 ※週休日のクラブ活動等の手当
義務教育等教員特別手当	13,500円～22,900円（号給に応じて定める）
宿日直手当	勤務1回につき6,700円 （半日直勤務は3,350円）
期末手当	期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額
勤勉手当	勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額
退職手当	在職期間の計算について、退職した場合において、その者が再び府費負担教育職員となったときは、引き続いて在職したものとみなす。

※地域手当、住居手当、通勤手当等については、市の任期付職員と同じ。

## (3) 休暇等に関すること

手当種別	内容
部分休業	15分単位で1日最大2時間
子育て部分休暇	15分単位で1日最大2時間

## (4) 給与条例の適用除外

給与条例で規定されている時間外勤務手当及び休日勤務手当については、府費負担教職員と同様に支給しない。

### 3 和泉市教育委員会規則において規定する内容

本条例で規定する内容ではないが、休暇制度等についても府費負担教職員と整合性を図る必要があるため、別に教育委員会規則を定める必要がある。

#### (1) 休暇等

- ・早出遅出勤務

#### (2) 休業等

- ・育児休業

#### (3) 特別休暇

- ・産前産後休暇 ・育児参加 ・子育て部分休暇 ・忌引休暇 ・ボランティア

#### (4) 欠勤

- ・介護欠勤

### 4 スケジュール

令和5年2月2日	教育委員会第2回定例会
2月、3月	市議会第1回定例会
7月～11月	採用試験受付期間
12月	合格発表
令和6年4月1日	条例施行・採用開始

### 5 施行期日

令和6年4月1日

### 6 令和6年度当初の市費負担教育職員配置予定

以下の6校に9人の市費負担教育職員を配置する予定としている。

- ・和泉中学校
- ・郷荘中学校
- ・北池田中学校
- ・南池田中学校
- ・光明台中学校
- ・信太中学校

【 少人数学級編制実施市一覧①(R3.5.24現在) 】

№	市町村	対象学年	支援学級児童のダブルカウントの有無	常勤・非常勤	給料表	休暇制度	地域手当	期末勤勉手当	義務教育等教員特別手当	目的・必要性	〔常・非常講師〕活用例	報酬	現状・成果	課題
1	鳥取市	H28～ 3・4年(35人) H29～ 3～6年(35人) H4～ 4～6年(35人)	無	市費常勤 【任期付市職員】	府の給料表 (小中学校教育職給料表)	府の休暇制度に準ずる	府に準ずる。11.8% 行政職員は11.8%より低い	府に準ずる	府の別表 1級に準じる 2,000円～4,800円	・学力低下の課題 ・子どもたちの精神的な不安定を図る ・全国学意を顕	各学校長判断 ・専科指導教員(音・理・家) ・担任 ・支援担任	府費常勤講師の給料表(1級) 名譽 交通費・住居手当・出張旅費	・児童の問題行動は減少傾向にある。 ・学力については横ばい。 ※客観的な数値データは無く、校長へのヒアリング等による。	★常勤講師の人材確保 【募集】府の選考終了後(10月末～) 【選考】①筆記(論文・事例対応) ②面接
2	秋田市	H24～ 3年(35人) H27～ 3・4年(35人) ～ 1～4年(35人) 5・6年(40人)	有 (1年～4年生について、市独自の科目でダブルカウントを行っている。) ・小・1～4年生支援学級児童を定員39人学級 ・小・5、6年生支援学級児童を定員40人学級	市費常勤 【任期付市職員】	府の給料表 (小中学校教育職給料表)	市の任期付職員休暇制度	10%	府に準ずる	府の別表 1級に準じる 2,000円～4,800円	・きめ細やかな支援・指導	各学校長判断 ・専科指導教員(音・理・家) ・3・4年生の担任がメイン ・支援担任	府費常勤講師の給料表 交通費・住居手当・出張旅費	・一定の効果(子どもの落ち着き等)は見られる。 ・効果検証はしていない。 ※客観的な数値データは無く、校長へのヒアリング等による。	★常勤講師の人材確保 ・優秀な人材が集まりにくい ・採用希望者確保しなければいけないので、府の常勤講師の手続きのようにすぐに人を学校現場へ配置することができない。 【募集】府の選考終了後(12月末～) 【選考】①筆記(論文・事例対応) ②面接
3	高崎市	H24～ 8年(35人)※29H H25～ 3年～6年(35人) H26～ 33学級以上(35人) R4～ 4年～6年(35人) 甲1年(35人)	無	市費常勤 【任期付市職員】※任用3年 38人～40名/年 任用 市費非常勤30H(12校)・専科指導 【一部職員】(22学級以上) R3から繰上、指導改善にて対応。	市独自の給料表	府の休暇制度に準ずる		府に準ずる	府の別表 1級に準じる 2,000円～4,800円	・学力低下の課題 ・子どもたちの精神的な不安定を図る ・市長公約 ・生徒指導上の課題	各学校長判断 ・専科指導教員(音・理) ・担任 ・支援担任	府費常勤講師の給料表(市費常勤講師若く高めに設定) 交通費・住居手当・出張旅費 共済保険加入(正規職員と同様)	・児童の問題行動は減少傾向にある。 ・学力については若手上がった。 ※客観的な数値データは無く、校長へのヒアリング等による。	★常勤講師の人材確保(市費希望者多数) ・選考手順を踏まないといけないため、現場教員に急ぐ専科休暇取得者が多かった場合、配置までに時間がかかる。 【募集】府の選考終了後(12月末～) 【選考】①筆記(論文・120分) ②面接(15分)
4	豊中市	H26～ 3年～ 非常勤 H27～ 3年～ 非常勤 R4～ 4年～(35人) 常勤+非常勤	無	市費常勤 【任期付市職員】 市費非常勤30H(12校)・専科指導 【一部職員(月給)】						・学力低下の課題 ・子どもたちの精神的な不安定を図る ・生徒指導上の課題 ・支援学級に児童の増加 ・市長公約	各学校長判断 ・専科指導教員(音・理・家) ・担任 ・支援担任	府費常勤講師の給料表 交通費・住居手当・出張旅費	・児童が落ち着いている。 ・教職員に余裕が生まれ今まで見えなかった課題がみえるようになった。 ・児童一人ひとりに行き届いた支援・指導がしやすい。 ※客観的な数値データは無く、校長へのヒアリング等による。	★常勤講師(4名)の人材確保 ・優秀な人材が集まりにくい ・非常勤については募集希望者が多数。 (非常勤については募集しにくい) 【募集】府の選考終了後(12月末～) 【選考】①筆記(論文・事例対応) ②面接
5	富田大野市	H28～ 4年(35人)	無	市費常勤 【市費負担教職員】 若い方・経験年数の浅い方	府の給料表 (小中学校教育職給料表)	府の休暇制度に準ずる	10%	府に準ずる		・指導に充実	各学校長判断 ・専科指導教員(音・理・家) ・担任 ・支援担任	府費常勤講師の給料表 交通費・住居手当・出張旅費	・少人数学級編制への保護者の評価は高い。 ・今後、客観的な効果検証を検討している。 ★府費一市費 年休がきき継げない 【選考】面接	★市教委の定数管理が積極になる ★講師育成に時間を要する ★府費一市費 年休がきき継げない 【選考】面接
6	安曇野市	H26～ 3・4年(35人) H29～ 4年～6年(35人)	無	市費常勤 【任期付市職員】	市の任期付職員給料表	府と市の休暇制度	(給料月額+扶養手当) ×10%	府に準ずる	固定 2,600円 4年制大学 2,300円 短期大学 3年以上任期付として 勤務する者がいないため。	・3年・4年の学力におけるつまづきの改善、学力向上	各学校長判断 ・専科指導教員(音・理・家) ・担任 ・支援担任△ ・府加配×	市の条例で定めている給料表 3手当て(交通費・住居手当・出張旅費)	・指導アンケート結果より (授業が楽しい、質問しやすい、児童間のトラブル減) ・学力についてははっきりしない。	★人材育成 (府の研修に参加できない) ★給食費、保険、休暇 ★選考試験(法律で決まっている任期付) 【選考】①論文 ②面接
7	門真市	H26～ 5・6年(35人)	無	市費常勤 【任期付市職員】	市の任期付職員給料表	府の休暇制度に準ずる	14%	府に準ずる	府の別表 1級に準じる 2,000円～4,800円	・学力低下の課題 ・子どもたちの精神的な不安定を図る ・少人数指導のきめ細やかさ	各学校長判断 ・専科指導教員(音・理・家) ・担任 ・支援担任△ ・府加配×	条例で別表 府費常勤講師の給料表(1級) 交通費・住居手当・出張旅費	・学校アンケート (丁寧な指導・保護室入室児童減少・授業中の挙手率の上昇) ・学力については横ばい。	★人材費がかかる(手当て等) (700～800万 決算:550万) ★優秀な人材の確保 ★選考試験(法律で決まっている任期付) 【選考】①論文 ②面接
8	藤枝市	H28～ 3年(35人) R4～ 4・5年(35人)	無	市費常勤 【市費負担職員(アルバイト)】	市の会計年度給料表	市の会計年度職員休暇制度	・地域手当なし。時期外手当を付けている。	市		・原則3年生担任 ・1年～3年の少人数担当	・日額:13,000円 ・1日あたり2時間までは時間外勤務手当あり ・交通費支給 ・住居手当・ボーナス・退職手当なし	・学校アンケート 保護者からの反応は非常によい ○子どもの授業に対する興味関心の向上 ○授業理解の向上 ○質問しやすい環境 市独自のテストを実施したところ、学力向上がみられた。	★優秀な人材の確保(即戦力が集まりにくい) ★選考試験は実施していない(面接)	
9	富田林市	H19～ 中3(35人)8校 H23～ 6年(35人)	無	市費常勤 【会計年度任用職員】 通勤時間15分タイム職員より15分短縮設定	市の会計年度給料表	市の会計年度職員休暇制度	・地域手当は無いが、その分給料員額に含む	市		・少人数指導のきめ細やかさ (きめ細かな学級経営)	・学年、担当等、職員の配置については学校長の判断	・月額(約25万2千円)年間380万 ・市の条例で定めている給料表 ・交通費支給(住居手当なし) ・ボーナス(夏・冬)あり。各1.3ヶ月分	・学校アンケート ・保護者からの反応は非常によい ○担任の目が行き届きやすい ○授業理解の向上 ・市の主観的な判断として学力向上がみられた。	★優秀な人材の確保(即戦力が集まりにくい) ★選考試験は実施していない(面接)
10	島田市	H18～ 3年(35人) H29～ 3・4年(35人) R4～ 4年～6年(35人)	無	市費常勤 【会計年度任用職員】	市の会計年度給料表	市の会計年度職員休暇制度	15%	市		・学力低下の課題 ・少人数指導のきめ細やかさ (きめ細かな学級経営) ・学校生活の円滑	・音楽、家庭科、体育等の専科を担当	・時間給:2,660円(府と同額) ・交通費支給 ・住居手当・ボーナス・退職手当なし	・学校アンケート ・保護者からの反応は非常によい ・教職員の業務負担軽減 ・学力向上を図っている。(客観的な根拠はなし)	★優秀な人材の確保には苦慮している ★選考試験は実施していない(面接)
11	堺市	H29～ 3年～6年(38人) R4～ 3年～6年(38人)	無	市費常勤					堺市の別表 1級 3,500円～8,200円	・学力低下の課題 ・少人数指導のきめ細やかさ (きめ細かな学級経営) ・以前から強い要望があった	・当該学年(3年～6年生) ・1年～3年の少人数担当	・堺市の条例で定めている給料表 ・交通費支給 ・住居手当・ボーナス・退職手当	・学校アンケート ・現場からの反応は非常によい	★優秀な人材の確保(堺市への登録) ★選考試験は実施していない(面接)

議案第 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市立中学校における少人数学級編制の実現に向けて、教育職員を一般職の任期付職員として市費負担で採用するに当たり、府費負担教職員との整合を図るために、給与等について特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成31年和泉市条例第3号）第2条の規定により採用された教育職員（以下「市費負担教育職員」という。）について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。）及び和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（給与の特例）

- 第2条 給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。
- 2 給与条例第5条第2項の規定にかかわらず、市費負担教育職員には、別表に定める給料表（以下「給料表」という。）を適用する。
- 3 給与条例第6条第2項の規定にかかわらず、新たに給料表の適用を受ける市費負担教育職員となった者の号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

（教職調整額）

- 第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により、市費負担教育職員にその者の給料月額 $\frac{100}{4}$ に相当する額の教職調整額を給与の支給方法に準じて支給する。
- 2 市費負担教育職員に係る給与条例第10条、第11条、第14条の2、第25条及び第26条の規定の適用については、前項の教育調整額は、給料とみなす。

## (教員特殊業務手当)

第4条 市費負担教育職員が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を給与の支給方法に準じて支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、及び実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うもの

(3) 教育委員会規則で定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、及び実施するものに限る。)における児童又は生徒に対する指導の業務で、勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日若しくは同条例第7条第2項に規定する休日、宿直勤務若しくは日直勤務を命ぜられて当該勤務を行う日又は勤務時間等条例第6条の2第1項の規定により超勤代休時間を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該休日になる代休日(以下「週休日等」という。)に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

業務	区分	手当の額
前項第1号に掲げる業務	1 週休日等において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	前項第1号アに掲げる業務にあっては8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(教育委員会規則で定める場
	2 週休日等以外の日において、正規の勤務時	

	間以外に従事した時間が6時間以上であるとき。	合に限る。) にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)、同号イ又はウに掲げる業務にあつては7,500円
	3 週休日等において、従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき。	前項第1号アに掲げる業務にあつては4,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(教育委員会規則で定める場合に限る。) にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)、同号イ又はウに掲げる業務にあつては、3,750円
	4 週休日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が3時間以上6時間未満であるとき。	
前項第2号及び第3号に掲げる業務	その日において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	5,100円
前項第4号に掲げる業務	1 週休日等において、従事した時間が引き続き4時間以上であるとき。	3,600円
	2 週休日等において、従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満であるとき。	1,800円

(義務教育等教員特別手当)

第5条 市費負担教育職員には、義務教育等教員特別手当を給与の支給方法に準じて支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額、22,900円を超えない範囲内で、号給の別に応じて、教育委員会規則で定める。
- 3 前2項に定めるもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(宿日直手当の特例)

第6条 市費負担教育職員に係る給与条例第23条の規定の適用については、同項中「4,200円」とあるのは「6,700円」と、「2,100円」とあるのは「3,350円」とする。

(期末手当の特例)

第7条 市費負担教育職員に係る給与条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の120」とする。

(勤勉手当の特例)

第8条 市費負担教育職員に係る給与条例第26条第2項第2号の規定の適用については、同項中「100分の47.5」とあるのは「100分の100」とする。

(退職手当の特例)

第9条 給与条例第37条第3項の規定に関わらず、市費負担教育職員が退職した場合（給与条例第38条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び市費負担教育職員となったときは、給与条例第37条第1項及び第2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(給与条例の適用除外)

第10条 市費負担教育職員には、給与条例第17条及び第18条の規定は、適用しない。

(部分休業の特例)

第11条 市費負担教育職員に係る和泉市職員の育児休業等に関する条例（昭和4年和泉市条例第2号）第10条第1項の規定の適用については、同項中「30分」とあるのは「15分」とする。

(休暇の種類の特例)

第12条 和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号。）第8条各号の規定にかかわらず、市費負担教育職員の休暇の種類は次に掲げるとおりとする。

(1) 年次有給休暇



- (2) 特別休暇
- (3) 介護休暇
- (4) 子育て部分休暇

(教育委員会規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市費負担教育職員給料表

号給	給料月額
	円
1	163,100
2	164,600
3	166,100
4	167,600
5	169,300
6	171,200
7	173,000
8	174,800
9	176,500

10	178,500
11	180,500
12	182,400
13	184,200
14	186,400
15	188,100
16	190,700
17	192,800
18	195,400
19	197,800
20	200,100
21	202,600
22	204,200
23	205,700
24	207,300
25	208,700
26	209,400
27	210,100
28	210,800
29	211,600
30	212,700

31	214,600
32	216,400
33	217,800
34	219,800
35	221,800
36	223,800
37	224,700
38	226,600
39	228,500
40	230,300
41	232,200
42	233,900
43	235,600
44	237,300
45	238,200
46	240,000
47	241,800
48	243,600
49	245,200
50	246,700
51	248,200

52	249,400
53	250,400
54	251,900
55	253,400
56	254,800
57	255,900
58	257,200
59	258,400
60	259,600
61	260,900
62	262,300
63	263,600
64	264,900
65	265,900
66	267,400
67	268,900
68	270,400
69	271,800
70	273,200
71	274,600
72	276,000

73	276,900
74	278,200
75	279,500
76	280,800
77	282,100
78	283,300
79	284,400
80	285,500
81	286,600
82	287,800
83	289,000
84	290,200
85	291,100
86	292,100
87	293,100
88	294,100
89	294,900
90	295,800
91	296,700
92	297,600
93	298,000

94	298,800
95	299,600
96	300,400
97	301,300
98	302,100
99	302,900
100	303,700
101	304,500
102	305,000
103	305,500
104	305,900
105	306,100
106	306,300
107	306,600
108	306,800
109	307,000
110	307,300
111	307,500
112	307,800
113	308,000
114	308,300

115	308,600
116	308,900
117	309,100
118	309,400
119	309,700
120	309,900
121	310,100
122	310,300
123	310,500
124	310,700
125	310,900